

令和3事業年度

# 決算報告書

自動車安全運転センター

令和 3 事業年度  
自動車安全運転センター収入支出決算書

(単位：千円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
(款) 補助金受入		(項) 役職員給与	3,042,402
(項) 補助金受入		(目) 役職員給与	2,507,156
(目) 都道府県補助金受入	93,807	(目) 退職給付引当金繰入	133,648
		(目) 法定福利費	401,597
(款) 業務収入	5,270,009	(項) 一般業務費	2,116,706
(項) 手数料収入		(目) 諸謝金	1,389
(目) 手数料収入	4,335,694	(目) 旅費	3,794
(項) 研修料等収入	934,315	(目) 業務諸費	1,165,522
(目) 研修料収入	933,810	(目) 借入利息	0
(目) 入場料等収入	505	(目) 払戻金	3,191
		(目) 各所修繕	37,952
(款) 雑収入	221,234	(目) 委託費	45,660
(項) 施設貸付料収入		(目) 嘱託費	816,774
(目) 施設貸付料収入	55,079	(目) 事務所借上保証金	42,420
(項) 雑収入	166,154	(項) 研修業務費	451,316
(目) 利息収入	58,197	(目) 諸謝金	3,449
(目) 宿舍貸付料収入	5,314	(目) 旅費	4,989
(目) 雑収入	102,642	(目) 業務諸費	351,877
		(目) 払戻金	960
(款) 資産充当		(目) 車両購入費	45,291
(項) 繰越金受入		(目) 各所修繕	12,212
(目) 繰越金受入	0	(目) 施設管理費	20,724
		(目) 宿舍借上保証金	524
		(目) 車両整備費	11,287
		(項) 施設整備費	15,512
		(目) 施工旅費	0
		(目) 施工庁費	40
		(目) 工事費	15,472
		(項) 売店業務費	
		(目) 業務諸費	18,333
		(項) 交際費	
		(目) 交際費	62
		(項) 調査研究費	
		(目) 調査研究費	11,205
		(項) 予備費	
		(目) 予備費	0
合 計	5,585,051	合 計	5,655,539

(注) 計数については、各々単位未満を切捨てているため、必ずしも合計等とは一致しない。

令和3事業年度債務に関する計算書

(単位:千円)

区 分	前事業年度末 債務負担残額	当事業年度 債務負担額	当事業年度支出額	当事業年度末 債務負担残額	支出年度及び支出額	
					支出年度	支出額
証明書発行システムの整備	1,539,948	0	0	1,539,948	令和2事業年度	0
					令和3事業年度	0
					令和4事業年度	1,030,821
					令和5事業年度	127,281
					令和6事業年度	127,281
					令和7事業年度	127,281
					令和8事業年度	127,281
研修業務総合管理システムの整備	29,290	0	5,858	23,432	令和2事業年度	12,980
					令和3事業年度	5,858
					令和4事業年度	5,858
					令和5事業年度	5,858
					令和6事業年度	5,858
					令和7事業年度	5,858
					令和8事業年度	5,858
個人申請受付システムの更改に伴う開発、 保守等業務	0	96,998	52,118	44,880	令和3事業年度	52,118
					令和4事業年度	8,976
					令和5事業年度	8,976
					令和6事業年度	8,976
					令和7事業年度	8,976
					令和8事業年度	8,976
					証明書発行システム回線の改修	0
令和4事業年度	10,698					
令和5事業年度	10,698					
令和6事業年度	10,698					
令和7事業年度	10,698					
令和8事業年度	10,698					
グループウェアシステム運用管理の更新	0	10,560	2,112	8,448		
					令和4事業年度	2,112
					令和5事業年度	2,112
					令和6事業年度	2,112
					令和7事業年度	2,112
					令和8事業年度	2,112

(注) 計数については、各々単位未満を切捨てているため、必ずしも合計等とは一致しない。

## 予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

令和3事業年度自動車安全運転センター予算総則（以下「総則」という。）に規定した事項に係る実施結果は、次のとおりである。

1. 総則第3条の規定による経費の金額の流用は、これを行わなかった。
2. 総則第3条の規定による予備費の使用は、これを行わなかった。
3. 総則第4条の経費の金額の繰越しについては、これを行わなかった。
4. 総則第5条の規定による経費の増額については、これを行わなかった。